

## 平成24年度岡山県食品衛生監視指導計画について

食品衛生法第24条第1項の規定により策定する平成24年度岡山県食品衛生監視指導計画の概要は次のとおりです。本計画は、県政の羅針盤である「第3次おかやま夢づくりプラン」に掲げる暮らしやすさ指標の一つである「食中毒等の件数」を達成するための施策を具体化したものであり、本計画により、食品の生産から流通・販売に至る各過程における安全の確保と県民の食品に対する安心の拡大を図ります。

### 1 食中毒対策

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス等による食中毒防止のための監視指導や施策を実施します。

- ・腸管出血性大腸菌等による食材の汚染実態調査 検体数：195件
- ・「ノロウイルス対策強化月間」の実施（11月）
- ・食中毒注意報等の発令：夏季及び冬季（ノロウイルス）

### 2 生食用食肉対策

規格基準に適合しない生食用食肉が販売・提供されることがないように、また内臓や鶏肉を生食用として提供することを自粛するよう監視指導を行います。県民へは、講習会や各種広報媒体により、食肉の生食によるリスクについての啓発を行います。

### 3 広域流通食品等事業者等を対象とした重点監視の強化

社会的影響度の大きい施設に対する重点監視を強化します。衛生管理、記録、表示等が適切に行われていることを確認するとともに、検査機器を用いて工程を検証するなど科学的な見地に基づいた監視を行います。

- ・重点監視 監視指導件数：1,261件以上

### 4 食品等試験検査の充実強化

従来 of 収去検査、試買検査等に加え、食中毒の病因物質として新たに確認された寄生虫の検査等に対応します。

- ・収去検査 検体数：3,000件
- ・輸入食品検査 検体数：510件

### 5 リスクコミュニケーションの推進

消費者の食の安全に対する理解の促進等を目的とした意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーションを推進します。